

加須市物価高騰利益減対策給付金 申請手引



令和8年4月

申請先・お問い合わせ先
加須市経済部産業振興課
〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
☎0480-62-1111（代表）

1 給付金の概要

(1) 趣旨

物価高騰の影響を受け、利益が減少している市内事業者の事業継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市独自の給付金を支給します。

(2) 給付額

1 事業者あたり一律 10 万円（1 回限り）

(3) 給付対象

中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社及び個人事業者

※農林水産業にかかる収入が事業収入の総額の過半を占める事業者や主たる事業が農林水産業である事業者を除く。

(4) 申請期間

令和 8 年 5 月 20 日(水)から令和 8 年 8 月 31 日(月)まで

※当日消印有効。ただし、予算の上限に達した場合は申請期間であっても先着順で締切。

(5) 給付決定

申請受理後、審査を経て問題なければ給付金の振り込みをもって支給決定とします。

※申請書類に不足がなければ、申請から 1 か月程度でご指定の口座に入金予定です。（事務処理状況により 1 か月を過ぎる場合もございます。）
なお、市役所からの給付決定の通知や振り込みの通知などは省略し、給付金の振り込みをもって給付決定とみなしますので、申請した振込口座の入金確認をお願いします。

2 申請要件

●本給付金の給付対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。

- ① 令和7年1月1日時点及び申請日現在で、
【法人の場合】加須市内に本店を置く会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
【個人の場合】加須市に住所を有する個人事業者
- ② 今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 事業収入が、他の収入を含めた総収入金額のうち過半を占めるものであること。
- ④ 農林水産業にかかる収入が事業収入の過半を占めるものでないこと。
- ⑤ 主たる事業が農林水産業でないこと。
- ⑥ 直近の決算（1年分）の売上総利益又は営業利益が前年同期分と比較して20万円以上減少していること。
- ⑦ 納期が到来した市税に滞納がない事業者。ただし、納税猶予されている場合を除く。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者でないこと。
- ⑩ 政治団体でないこと。
- ⑪ 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑫ 本給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断する事業者でないこと。

3 申請手続きなど

(1) 本給付金の申請に必要な書類等の入手方法

○加須市公式ホームページから申請書等をダウンロード

<https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/43167.html>

○加須市役所経済部産業振興課
(加須市役所2階③番窓口)

○加須市商工会



(2) 申請方法

① 郵送の場合

申請書類を任意の封筒（郵便料等をご負担願います。）で下記までお送りください。

※ 令和8年8月31日（月）の消印有効です。

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1
加須市 経済部 産業振興課

② 窓口受付の場合

【受付窓口】 加須市役所2階 産業振興課窓口

【受付期間】 令和8年5月20日（水）から令和8年8月31日（月）
（土・日曜日、祝日は除く）

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

③ お問い合わせ先

加須市経済部産業振興課 TEL0480-62-1111（代表）

(3) 申請書類

No.	申請に必要な書類	チェック
	物価高騰利益減対策給付金申請書兼請求書（様式第1号） ・記入例を参考にしてください。【法人・個人事業者共通】	<input type="checkbox"/>
1	誓約書兼同意書（様式第2号） 【法人・個人事業者共通】	<input type="checkbox"/>
2-1	直近の決算期の損益計算書又は収支内訳書の写し 【法人・個人事業者共通】	<input type="checkbox"/>
2-2	直近の決算期の1期前の損益計算書又は収支内訳書の写し 【法人・個人事業者共通】	<input type="checkbox"/>
3	【法人】直近の事業年度の法人税確定申告書の別表一の写し ・納税地が市外の場合は、令和7年1月1日時点において本店が市内であることを確認するために履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内）の写しを追加で添付	<input type="checkbox"/>
4	【個人事業者】令和7年分の所得税確定申告書の第1表の写し ・所得金額が基礎控除額以下で確定申告が不要な場合は、「令和8年度（令和7年中所得）市民税・県民税申告書」の写しの添付でも可	<input type="checkbox"/>
5	振込口座のわかる通帳等の写し 【法人・個人事業者共通】 ・金融機関名・支店名、口座番号、カナ口座名義がわかる部分の写し（通帳表紙の裏面、キャッシュカードなど） ・振込先の口座は、申請者本人名義の口座に限ります。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）	<input type="checkbox"/>
6	【個人事業者】市内に住所を有していることが分かる本人等確認書類の写し 例：運転免許証・マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/>
—	事業承継等により、申告書に記載の事業所名・代表者名が申請書に記載の事業所名・代表者名と異なる場合は、事業の継続が確認できる書類（廃業届、開業届、履歴事項全部証明書の写しなど）を添付 ※履歴事項全部証明書は発行日から3か月以内	<input type="checkbox"/>

計算例

例1（給付対象）

決算期	令和7年9月 ^㉔ （直近）	令和6年9月 ^㉕ （直近決算の1期前）	差引額（㉔－㉕）	
売上総利益	10,000,000円	10,190,000円	▲190,000円	×（減少が20万円未満）
営業利益	▲1,200,000円	▲1,000,000円	▲200,000円	○（20万円以上減少）

→例1は営業利益が20万円以上減少しているため申請可

例2（給付対象外）

決算期	令和8年2月 ^㉖ （直近）	令和7年2月 ^㉗ （直近決算の1期前）	差引額（㉖－㉗）	
売上総利益	11,000,000円	10,000,000円	1,000,000円	×（利益が増加）
営業利益	1,100,000円	1,000,000円	100,000円	×（利益が増加）

→例2は売上総利益、営業利益ともに増加しているため申請不可

例3（給付対象） ※個人事業者 **青色**申告

決算期	令和7年12月 ^㉘ （直近）	令和6年12月 ^㉙ （直近決算の1期前）	差引額（㉘－㉙）	
売上総利益 （損益計算書差引金額 ^㉚ の欄）	8,000,000円	8,500,000円	▲500,000円	○（20万円以上減少）
営業利益（損益計算書差引金額 ^㉛ の欄）	5,000,000円	6,000,000円	▲1,000,000円	○（20万円以上減少）

→例3は売上総利益、営業利益ともに20万円以上減少しているため申請可

例4（給付対象） ※個人事業者 **白色**申告

決算期	令和7年12月 ^㉘ （直近）	令和6年12月 ^㉙ （直近決算の1期前）	差引額（㉘－㉙）	
売上総利益 （収支内訳書差引金額 ^㉜ の欄）	8,000,000円	8,500,000円	▲500,000円	○（20万円以上減少）
営業利益（収支内訳書専従者控除前の所得金額 ^㉝ の欄）	4,400,000円	4,000,000円	400,000円	×（利益が増加）

→例4は売上総利益が20万円以上減少しているため申請可

(4) 申請書の記入例

① 物価高騰利益減対策給付金申請書兼請求書

様式第1号 (第5条関係)

物価高騰利益減対策給付金申請書兼請求書

加須市長 様

~~年 月 日~~

※↑日付は空欄にしてください

加須市物価高騰利益減対策給付金給付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。また、給付決定後、給付金を次の口座に振り込むよう請求します。

1 給付申請額 100,000円

2 申請者の情報

本店所在地又は住所	〒347-8501 加須市三俣2-1-1		
法人名・代表者氏名 又は個人事業者の氏名	株式会社加須こいのぼり 代表取締役 鯉 昇 代表者印		
事業所名 (商号等)	こいのぼり本舗	業種	卸売・小売業
電話番号	0480-62-1111		

※法人、個人事業者ともに必ず押印すること (法人の場合は代表者印)。

利益が20万円以上減少している項目があれば申請可

3 各利益の状況

決算期	令和 7年12月 (直近)	令和 6年12月 (直近決算期の1期前)	差引額
売上総利益	18,000,000円(A)	18,500,000円(B)	500,000円(C) (B)-(A)=(C)≧200,000円
営業利益	4,400,000円(D)	4,000,000円(E)	▲400,000円(F) (E)-(D)=(F)≧200,000円

※売上総利益、営業利益のどちらか一方 (又は両方) が200,000円以上減少していること。

※法人の場合は、損益計算書の売上総利益、営業利益と一致していること。

※個人事業者で損益計算書 (青色申告) の場合は、売上総利益は売上 (収入) 金額から売上原価を差し引いた額、営業利益は売上 (収入) 金額から売上原価及び経費を差し引いた額と一致していること。

※個人事業者で収支内訳書 (白色申告) の場合は、売上総利益は収入金額から売上原価を差し引いた額、営業利益は収入金額から売上原価及び経費を差し引いた額と一致していること。

4 振込先口座

金融機関名	〇〇銀行	支店名	加須支店
口座番号	1234567	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	カガノコイノボリ タクホウトリシマヤク コイノボル		
口座名義	株式会社加須こいのぼり 代表取締役 鯉 昇		

【添付書類】 (法人は1・2・3・4・6、個人事業者は1・2・3・5・6・7を添付すること。)

- 1 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- 2 直近の決算期の損益計算書又は収支内訳書
- 3 直近の決算期の前年同期分の損益計算書又は収支内訳書
- 4 直近の決算期の法人税確定申告書の別表1の写し (※1、※2)
- 5 令和7年分の所得税確定申告書の第1表の写し (※2、※3)
- 6 申請者名義の振込先口座の通帳等の写し
- 7 市内に住所を有していることが分かる本人確認書類の写し

(※1) 4の書類で納税地が市外の場合は、令和7年1月1日時点において本店が市内であることを確認するために履歴事項全部証明書の写しを添付すること。

(※2) 4・5の書類で事業承継等により申告書に記載の事業所名・代表者名が申請書の事業所名・代表者名と異なる場合は、事業の継続が確認できるもの (廃業届、開業届、履歴事項全部証明書の写しなど) を添付すること。

(※3) 5の書類で所得金額が基礎控除額以下で確定申告が不要な場合は、令和8年度 (令和7年中所得) 市民税・県民税申告書の写しの添付でも可。

捨印

代表者印

② 誓約書兼同意書

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

私は、加須市物価高騰利益減対策給付金の申請に当たり、次の各号に定められた事項について誓約するとともに、市が私の市税の納付状況を確認するために関係機関に照会することに同意します。

1 誓約事項

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であり、かつ、加須市物価高騰利益減対策給付金給付要綱第3条に規定する給付対象者の要件を満たしていること。
- (2) 申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。
- (3) 提出書類の補正や市による聴取等に応じること。

2 同意事項

- (1) 申請書類の送付に要する費用は、申請者の負担となること。
- (2) 市が市税の納付状況等について関係機関に照会すること。
- (3) 誓約事項に反する事実が判明したことにより給付金の返還を求められた場合は、定められた期限内に全額一括で返還すること。

加須市長 様

令和 8年 6月 1日

住所又は所在地 **加須市三俣2-1-1**

(ふりがな)

法人名・代表者氏名 **株式会社加須^{かぞこのほり}ごいのほり**

又は個人事業者の氏名 **代表取締役 鯉^{こいのぼる}昇**

生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

生年月日は法人の場合記入不要。個人事業者の場合のみ記入してください。

加須市物価高騰利益減対策給付金給付要綱抜粋

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる法人又は個人事業者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 直近の決算期の売上総利益又は営業利益が、前年同期分と比較して20万円以上減少していること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 申請日において納期が到来した市税に滞納がある者。ただし、当該市税に係る納税が猶予されている者を除く。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者
 - エ 政治団体
 - オ 宗教上の組織又は団体
 - カ 既にこの要綱に基づく給付金を受給している者
 - キ アからカまでに掲げる者のほか、適当でないと市長が認める者
 - 2 前項に規定するもののほか、給付対象者が法人※の場合には、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 令和7年1月1日時点及び申請日現在において、市内に本店を置いていること。
 - (2) 今後も事業を継続する意思があること。
 - (3) 主たる事業が農林水産業でないこと。
 - 3 第1項に規定するもののほか、給付対象者が個人事業者の場合には、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 令和7年1月1日時点及び申請日現在において、市内に住所を有していること。
 - (2) 今後も事業を継続する意思があること。
 - (3) 事業収入が、他の収入を含めた総収入金額のうち過半を占めるものであること。
 - (4) 農林水産業に係る収入が事業収入の過半を占めるものでないこと。
- ※法人は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

市記入欄

確認内容	確認者印	備考
納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり	

(5) 申請書に添付する書類の例示

① 法人の損益計算書

損益計算書

(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

株式会社加須こいのぼり

(単位:円)

勘定科目	金額	
【売上高】		
売上高		28,000,000
【売上原価】		
期首棚卸高	5,000,000	
仕入高	8,000,000	
合計	13,000,000	
期末棚卸高	3,000,000	10,000,000
売上総利益		18,000,000
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	7,000,000	
給与手当	6,000,000	
〇〇〇〇	600,000	
⋮		13,600,000
営業利益		4,400,000
【営業外収益】		
受取利息		〇〇〇〇
〇〇〇〇		〇〇〇〇
⋮		
【営業外費用】		
支払利息		〇〇〇〇
〇〇〇〇		〇〇〇〇
⋮		
経常利益		〇〇〇〇
⋮		
税引前当期純利益		〇〇〇〇
法人税、住民税及び事業税		〇〇〇〇
当期純利益		〇〇〇〇

② 個人事業者の青色申告 損益計算書

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅) 電話番号(事業所)	氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名
		電話番号

令和 年 月 日 損益計算書 (自 月 日 至 月 日)

科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑰		貸倒引当金 ⑳	
期首商品(製品)棚卸高 ②		減価償却費 ⑱		繰戻引当金等 ㉑	
仕入金額(製品製造原価) ③		福利厚生費 ㉒		計 ㉒	
小計(②+③) ④		給料 ㉓		専従者給与 ㉓	
期末商品(製品)棚卸高 ⑤		注 ㉔		貸倒引当金 ㉔	
差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ㉕		計 ㉕	
差引金額(①-⑥) ⑦		地代家賃 ㉖		青色申告特別控除前の所得金額(③+⑥-④)	
租税公課 ⑧		貸倒金 ㉗		青色申告特別控除額 ㉖	
荷造運賃 ⑨				計 ㉗	
水道光熱費 ⑩				雑費 ㉘	
旅費交通費 ⑪				計 ㉙	
通信費 ⑫				差引金額(⑦-⑳)	
広告宣伝費 ⑬					
接待交際費 ⑭					
損害保険料 ⑮					
修繕費 ⑯					

売上総利益 (①-⑥)

営業利益 (⑦-⑳)

③ 個人事業者の白色申告 収支内訳書

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅) 電話番号(事業所)	氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名
		電話番号

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㉑	
家事消費費 ②		通信費 ㉒	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	
小計(①+②+③) ④		接待交際費 ㉔	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㉕	
仕入金額(製品製造原価) ⑥		修繕費 ㉖	
小計(⑤+⑥) ⑦		の修繕費 ㉗	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		の修繕費 ㉘	
差引原価(⑦-⑧) ⑨		の修繕費 ㉙	
差引金額(④-⑨) ⑩		の修繕費 ㉚	
給料賃金 ⑪		の修繕費 ㉛	
外注工賃 ⑫		の修繕費 ㉜	
減価償却費 ⑬		の修繕費 ㉝	
貸倒金 ⑭		の修繕費 ㉞	
地代家賃 ⑮		の修繕費 ㉟	
利子割引料 ⑯		の修繕費 ㊱	
専従者控除前の所得金額(⑩-⑪)		の修繕費 ㊲	
専従者控除額		の修繕費 ㊳	
所得金額(⑩-⑪-⑫)		の修繕費 ㊴	

売上総利益 (④-⑨)

営業利益 (⑩-⑫)

⑤ 所得税確定申告書第一表

※㊶+㊷の合計額が㊸~㊻の合計額よりも大きいことをご確認ください。
 さらに、㊷よりも㊶が大きいこと(㊶>㊷であること)もご確認ください。

税務署長 令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0125

住所 (又は事業所事務所等)	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	雇号・職号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
令和〇〇年〇月〇日	生年月日	男	女	専業主婦	学生	無職	世帯主	同居の親族
〒							電話番号	自宅・勤務先・携帯

収入金額等	種類	金額	税	
			金額	計算
事業等	①		課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の③に対する税額 又は第三表の④	②⑥
業	②		配当控除	②⑦
不動産	③		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	②⑧
利子	④		政党等寄附金等特別控除	②⑨
配当	⑤		住宅耐震改修特別控除 生計圧迫軽減措置 新築等特別控除	②⑩
給与	⑥		差引所得税額 (②⑥-②⑦-②⑧-②⑨-②⑩)	②⑪
雑	⑦		災害減免額	②⑫
公的年金等	⑧		再差引所得税額 (②⑪-②⑬)	②⑬
その他	⑨		復興特別所得税額 (②⑬×2.1%)	②⑭
総合譲渡	⑩		所得税及び復興特別所得税の額 (②⑬+②⑭)	②⑮
短期	⑪		外国税額控除	②⑯
長期	⑫		源泉徴収税額	②⑰
一時	⑬		申告納税額 (②⑮-②⑰)	②⑱
合計	⑭		予定納税額 (第1期分・第2期分)	②⑲
事業等	①		第3期分の税額	②⑳
業	②		納める税金	②㉑
不動産	③		還付される税金	②㉒
利子	④		配偶者の合計所得金額	③①
配当	⑤		専従者給与(控除)額の合計額	③②
給与	⑥		青色申告特別控除額	③③
雑	⑦		雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	③④
総合譲渡・一時	⑧		未納付の源泉徴収税額	③⑤
合計	⑨		本年分で差し引く繰越損失額	③⑥
社会保険料控除	⑩		平均課税対象金額	③⑦
小規模企業共済等掛金控除	⑪		変動・臨時所得金額	③⑧
生命保険料控除	⑫		申告期限までに納付する金額	③⑨
地震保険料控除	⑬		延納届出額	③⑩
寡婦・寡夫控除	⑭	〇〇〇〇	還付される税金の所	
勤労学生・障害者控除	⑮	〇〇〇〇	銀行・金庫・組合 農協・協同	
配偶者(特別)控除	⑯	〇〇〇〇	郵便局 名等	
扶養控除	⑰	〇〇〇〇	預金 種類	
基礎控除	⑱	〇〇〇〇	普通 当座	
⑩から⑳までの計	㉑		貯蓄 貯蓄	
雑損控除	㉒		記号番号	
医療費控除	㉓		記号番号	
寄附金控除	㉔			
合計	㉕			

整理欄
区分 A B C D E F G H I J K L
異動
管理
補完
確認

第一表 (令和元年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

⑥ 振込先口座の通帳などの写し

キャッシュカードのコピー



通帳を開いた1・2ページ目のコピー



※ネットバンキングを利用されている方は専用サイトから金融機関名・支店名・口座番号・名義が分かる画面をプリントしたものを添付してください。

⑦ 本人確認資料の写し（個人事業者のみ）

運転免許証やマイナンバーカードなど、市内に住所を有していることが確認できる書類の写し

4 その他

(1) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を支給します。

なお、給付決定の通知や振り込みの通知などは省略し、給付金の振り込みをもって給付決定とみなしますので、申請した振込口座の入金確認をお願いします。

(2) 通知等

申請書類の審査の結果、本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、「不給付通知書」を送付します。

(3) 給付金の返還

本給付金の支給後、給付対象要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は給付金を返還しなければなりません。また、給付金の不正受給に該当することが判明した場合は、給付金の返還に加え、事業者名等を公表する場合があります。